

○財務省令第二号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項及び第四項並びに第四条第一項の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年一月二十六日

財務大臣 菅 直人

税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

（税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第一条 税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「ホまで」を「トまで」に改め、「、通知」の下に「、交付」を加える。

第十条中「第三条第一項」を「第三条第二項」に、「前条第一項」を「前条第二項」に改め、「又は登録免許税」を削り、「電子情報処理組織」を「みなし電子情報処理組織」に改める。

第二条 税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を次のように改正する。

目次中「・第四条」を削り、「第五条・第六条」を「第四条」に、「第七条・第八条」を「第五条・第六条」に、「第九条・第十条」を「第七条・第八条」に改める。

第一条中「（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第三条第一項の規定により適用される場合を含む。）」を削る。

第二条第一項を次のように改める。

この省令において「電子情報処理組織」とは、情報通信技術利用法第三条第一項又は第四条第一項に規定する電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第三条第一項の規定により当該電子情報処理組織とみなされる同法第二条第一号に規定する電子情報処理組織に限る。）をいう。

第三条第一項を削り、同条第二項中「及び税関関係法令」を削り、「みなし電子情報処理組織」を「電子情報処理組織」に改め、同項を同条とする。

第四条及び第五条を削る。

第六条中「当該記名押印を行うべき通関士の識別符号及び暗唱符号の入力又は」を削り、第三章中同条を第四条とする。

第七条第一項中「第二号」を「第一号」に改め、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「第一号に掲げる場合、」を削り、同号を同項第三号とし、同条第二項中「前項第一号又は第二号」を「前項第一号」に改め、「当該各号」を「同項第一号」に、「同項第一号又は第二号」を「同号」に改め、第四章中同条を第五条とする。

第八条第二号中「前条第一項第二号」を「前条第一項第一号」に改め、第四章中同条を第六条とする。

第九条第一項を削り、同条第二項中「及び税関関係法令」を削り、「みなし電子情報処理組織」を「電子情報処理組織」に改め、第五章中同項を第七条とする。

第十条中「第三条第二項」を「第三条」に、「前条第二項」を「前条」に、「みなし電子情報処理組織」を「電子情報処理組織」に改め、第五章中同条を第八条とする。

別表第一から別表第四までを削る。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年二月二十一日から施行する。ただし、第二条の規定並びに附則第五条及び第六条の規定は、平成二十二年二月二十二日から施行する。

### (処分通知等に関する経過措置)

第二条 前条ただし書に規定する日前にされた第二条の規定による改正前の税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（以下この条において「旧省令」という。）第三条第一項に規定する申請等に対してする処分通知等（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第二条第七号に定める処分通知等をいう。）に係る旧省令第九条第一項の規定は、第二条の規定にかかわらず、同日以後も、なおその効力を有する。

### (通関業法施行規則の一部改正)

第三条 通関業法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第七条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第

三条第一項の規定により同項」を「電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第二条第一号（定義）」に改める。

（外国為替に関する省令の一部改正）

第四条 外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項ただし書中「電子情報処理組織」を「電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第三条第一項の規定により電子情報処理組織とみなされる同法第二条第一号に規定する電子情報処理組織」に改める。

（電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部改正）

第五条 電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令（平成三年大蔵省令第五十四号）を次のように改正する。

第七条第五項第二号中「第八条各号」を「第六条各号」に改める。

（たばこ特別税に関する省令の一部改正）

第六条 たばこ特別税に関する省令（平成十年大蔵省令第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

本則の表税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七号）の項を削る。